

『東金市学童クラブ利用料減免申請書』の提出について

適用期間：令和7年9月分から令和8年3月分まで

受付期間：令和7年6月18日（水）から8月29日（金）まで

受付場所：6月18日（水）から7月31日（木）学校教育課または学童クラブ
8月 1日（金）以降の受付は学校教育課のみ

※申請受付期間を過ぎますと、減免の適用開始が申請受付の翌月となります。

利用料の減免は、保護者の世帯が次に該当する場合が対象となります。

1. 生活保護法による被保護世帯

提出書類

- ①東金市学童クラブ利用料減免申請書
- ②生活保護受給証明書

2. 市町村民税の非課税世帯

提出書類

- ①東金市学童クラブ利用料減免申請書
- ②令和7年度市町村民税非課税証明書

注 令和7年1月1日に東金市に住所を有している方は、令和7年度市町村民税非課税証明書を省略できます。

3. その他、特に必要があると認められる場合

（例）今年の1月1日以降に離婚し、非課税世帯となった場合

注 提出書類については、ご相談ください。

※ この他にも、書類の提出をお願いする場合があります。

※ 申請後に内容の変更が生じた場合は、お早めに学校教育課までご連絡下さい。

教育部 学校教育課 学童クラブ係
電話 0475-50-1209